

港湾局働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱第7条に基づき、
港湾局働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「局推進本部」という。）
を設置する。

(所掌事務)

第2条 局推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- (3) その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

(組織)

第3条 局推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、港湾局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、港湾局港湾振興部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、局推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(局推進本部会議)

第5条 局推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 局推進本部の庶務は、港湾局港湾振興部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、局推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長がこれに定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月9日から施行する。

別表（第3条関係）

本部員

港湾経営部長
川崎港管理センター所長
川崎港管理センター副所長
港湾振興部庶務課長
港湾振興部庶務課技術監理担当課長
港湾振興部誘致振興課長
港湾振興部誘致振興課担当課長
港湾経営部経営企画課長
港湾経営部経営企画課担当課長
港湾経営部整備計画課長
川崎港管理センター港湾管理課長
川崎港管理センター港湾管理課担当課長
川崎港管理センター港営課長
川崎港管理センター港営課担当課長
川崎港管理センター整備課長
川崎港管理センター整備課担当課長
川崎港管理センター設備課長